

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開

処遇改善に関する具体的な取り組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っています。

入職促進

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化を実施しています。
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）を行っています。

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するケアマネジメント研修の受講支援等を行っています。
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動を行っています。

多様な働き方の促進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等を整備しています。
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備を行っています。

健康管理

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制を充実させています。
- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策を実施しています。

生産性向上のための取り組み

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っています。
- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構築化、業務時間調査の実施等）を実施しています。
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行っています。

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善を行っています。
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会を設けています。